

# 新潟県保険医会 FAXニュース 第123号

## 新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

## かかりつけ医機能報告制度の報告が開始 1月31日〆切 医科診療所は必ず報告が必要です

2026年1月より、かかりつけ医機能報告制度の「医療機関による報告」の受付が開始されました。病院・診療所(歯科医療機関、特定機能病院を除く)は毎年1月に新潟県への報告が必要です。詳細は1月初旬に新潟県より郵送された書類をご確認ください。

### (1) 今年度の報告について

■ 〆切 2026年1月31日(土)

■ 報告方法 新潟県に対し、原則「医療機関等情報支援システム(G-MIS)」によりインターネット上で報告(G-MISに寄る報告が難しく、書面での報告を希望する場合は管轄の保健所に連絡する)  
※すべての医科診療所で報告が必要です。

### (2) 報告の内容

かかりつけ医機能報告は「1号機能」と「2号機能」に分かれており、それぞれの機能の有無を報告します。ただし、「1号機能」を「無し」として報告した医療機関は、2号機能についての報告は不要です。

#### 「1号機能」を有するか(以下を全て満たすか)

- 「具体的な機能」を有し、「報告事項」を院内掲示で公表している
- 17のいずれかの診療領域について一次診療を行うことができる
- 医療に関する患者からの相談に応じることができる

↓ 有り

↓ 無し

「2号機能」の報告が必要

「2号機能」の報告は不要

各機能の詳細、報告方法等は「かかりつけ医機能報告マニュアル(医療機関用)」よりご確認ください。

### (3) 報告のほかに求められること

■院内掲示(1号機能を有する医療機関):報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。なお、G-MISで入力した報告内容を院内掲示用に出力できます。

■患者説明(2号機能を有する医療機関):慢性疾患有する高齢者等に対して、おおむね4か月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等を説明する努力義務があります。

※制度の概要、マニュアル、院内掲示や患者説明の様式例は下記サイトに掲載されています。

「厚生労働省 かかりつけ医機能報告制度」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html)

## 「酸素の購入価格」の届出をお忘れなく

- 酸素を使用している保険医療機関は、前年1月～12月に購入した酸素の対価及び容積を、毎年2月15日までに厚生局新潟事務所に届け出る必要があります。届け出た購入単価が今年の4月以降の診療報酬請求に用いる価格(ただし上限あり)となり、レセコン等の酸素価格の変更処理も必要です。
- 届出は今までに一度でも酸素の購入実績がある医療機関のみが対象で、購入実績がない医療機関は不要です。ただし、前年1年間に購入実績はなくても、それより以前に酸素を購入している場合は、直近の購入実績を届け出る必要があります。